

番 号 00178

登 録 識 別 情 報 等 通 知 書

(1 / 2)

自 動 車 登 録 番 号		登 録 年 月 日		初 度 登 録 年 月		車 台 番 号							
		平成 26年 12月 12日		平成 3年 7月		東 [4 1] 1 2 3 4 8 東							
車 名				型 式				原 動 機 の 型 式					
ユソーキ				[361] Y P F 2 0 2 1 N A				—					
所有者の氏名又は名称		個人情報保護法に従って、削除させて頂いております。											
所 有 者 の 住 所													
自 動 車 の 種 別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状			乗 車 定 員	最 大 積 載 量		車 両 重 量		車 両 総 重 量		
大型特殊	—	事業用	ポール・トレーラ [077]			—人	18000 _{kg}		5510 _{kg}		23510 _{kg}		
総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 別		型式指定番号	類別区分番号	長 さ	幅	高 さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重		
— _{kw}	—				479 _{cm}	249 _{cm}	160 _{cm}	— _{kg}	— _{kg}	2580 _{kg}	2580 _{kg}		
有効期間の満了する日	平成 27年 1月 21日												
備 考						こと。 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成25年12月19日 [基準緩和 期限] 平成28年1月21日 [運輸局] 3.4.4.8 [緩和事項] [001] 長さ, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [008] 最小回転半径 [制限事項] [024] 被けん引自動車の後面には、車 両総重量を表示すること。、 [025] 被けん引自動車の後面には、 軸重を表示すること。、 [027] 被けん引自動車の後面には、けん 引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること 。、 [029] 自動車の後面及び運転席の運転者の見やすい箇所に当 該自動車の連結時最大全長（けん引自動車の最前端部からポール最後 端部までの長さ）を表示すること。、 [073] 夜間、ポールを積載 して運行する際は、ポールの最前端部付近、中央部付近及び最後端部							
[] , 所有者変更記録 自動車重量税 非課税 *一時抹消中所有者* 株式会社 津田 福井県坂井市丸岡町下安田7-5-3 [25662] [申請年月日] 平成27年4月3日 制限事項 H鋼を積載する場合は、H鋼の前端をけん引自動車の荷台 中心より前方へ1メートル、後端をポールトレーラの荷台受中心より 後方へ1、2.5メートルとし、鋼矢板を積載して運行する際は、鋼矢 板の前端をけん引自動車の荷台中心より前方へ2メートル、後端をポ ールトレーラの荷台受中心より後方へ3メートルをこえて積載しない													

登録識別情報
QRコード
QRコード



平成 27年 4月 3日

RT262406

- 1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要ななります。)
- 2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい。

番 号 00178

登録識別情報等通知書

(2 / 2)

自動車登録番号	車 台 番 号
	東 [4 1] 1 2 3 4 8 東
備 考 付近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度300カンデラ以下）を備えること。、[092]運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、[093]運行にあたっては、認定書（写し）を携帯すること。、*けん引車*三菱 KL-FV50LHR改、ニッサンディーゼル KL-CW632GHT改、*第五輪荷重*17,500kg [その他検査事項]（1）積載物品は、長大物品等で分割不可能な単体物品であること。ただし、H鋼（長さ19.9M、幅0.40M、高さ0.40M、重量3.423KG）を積載して運行する際は6本結束、鋼矢板（長さ19.9M、幅0.50M、高さ0.20M、重量2.090KG）を積載して運行する際は15本結束とすること。 （2）ポールの長さは19.9メートル以下とすること。 [シリアル番号] 8305 以下余白	

裏面もご覧下さい。

平成 27 年 4 月 3 日